

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の

提出を求める公示

2024年1月25日
独立行政法人 国際観光振興機構
財務担当部長 川野邊 浩
(公印省略)

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「当機構」という。）において、内国及び外国出張に関する事務のうち、出張旅費精算業務について、効率化、迅速化及び合理化を図るため、旅費請求書及び関連証憑の審査等を主な業務内容として、JNTO総務部財務グループを支援することを目的とします。

本業務の実施に当たっては、西鉄旅行株式会社を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、当該特定した以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものです。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定した者との契約手続きに移行します。なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定した者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定です。

2. 業務概要

(1) 業務名 : 2024年度JNTO旅費精算業務

(2) 業務概要 :

- JNTO が利用する旅費精算システム（以下「システム」という。）上において、JNTO 職員の出張に係る旅費請求書の審査（旅費請求書及びその証憑が JNTO の旅費規程等に合致しているかの審査）を行うこと。
- システム上の入力内容やアップロードされた証憑に不備がある場合、旅費申請者宛てに差戻しの上、必要な修正を指示すること。
- 申請内容に問題なければ、承認登録を行うこと。承認登録後の旅費精算書及び証憑の不備率は概ね5%とする。
- 総務部財務グループ職員（以下「職員」という。）がシステム入力内容及び証憑を審査する中で不備を発見した場合は、職員と密に連絡を取り合い適切に対応すること。
- その他詳細は仕様書による。

(3) 履行期限 : 2024年4月1日から2025年3月31日

3. 業務目的

内国及び外国出張旅費精算業務支援のため。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- 当機構の契約事務実施細則第26条の規定に該当しない者であること。
- 令和04・05・06度の資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）を有する者。
- 当機構から指名停止の措置を受けていない者であること。

(2) 技術力に関する要件

国家公務員等の旅費支給規程を習得していること。

(3) 設備・システムに関する要件

システム名：J'sNAVI NEO

- 動作環境
- ・ Edge (Chromium 版)
 - ・ Edge (Edge HTML 版)
 - ・ Google Chrome30 以降
 - ・ Firefox27 以降
 - ・ Safari (mac OS) 7.0 以降
 - ・ Safari (iOS) 5.0 以降
 - ・ Adobe Acrobat Readerを使用できること。

(4) 守秘性に関する要件

この業務の内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、機構の承認を得ないで他に漏らし、又は、その他の目的に利用しないこと。

(5) 業務執行体制に関する要件

機構との円滑・迅速な業務遂行が行える体制を有していること。

(6) 業務実績に関する要件

- ①官公庁等での同種業務の実績を1件以上有すること。
- ②内国・外国の出張精算業務の経験が豊富であること。

5. 手続等

(1) 実施部

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-4 四谷クルーセ

独立行政法人 国際観光振興機構 総務部 財務グループ 担当 石井 裕子

電話：03-5369-3341 E-mail:keiyaku@jnto. go. jp

(2) 仕様書の交付期間、場所及び方法

交付期間：2024年1月25日（木）から2024年年2月14日（水）まで
（受付時間：平日9時30分～17時00分）

交付方法：E-mailによる交付

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：2024年年2月14日（水）17時00分までに必着

提出場所：（1）に記載しているグループ宛

提出方法：持参又は郵送（配達記録が証明できるものに限る。）

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：5（1）に同じ。

(3) 全省庁統一の競争参加資格の認定を受けていない者であっても、5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、その者が上記に定める応募要件を満たすと認められ、企画競争等に移行した場合に企画提案書等を提出するためには、当該資格の認定を受けていなければならない。

7. 契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組みを進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札又は応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

- (1) 公表の対象となる契約先
次のいずれにも該当する契約先
 - ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
 - ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- (2) 公表する情報
上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
 - ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ②当機構との間の取引高。
 - ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
 - ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上